

マイナンバーカードへの健康保険情報の登録はお済みですか？

【問合わせ】 国民健康保険について 国保年金課 ☎84-0651

マイナンバーの保険証利用について マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

国民健康保険に加入されているみなさまに交付しているカードタイプの国民健康保険証は、令和6年12月2日(月)に廃止されます。それ以降はマイナンバーカードを健康保険証として利用していただくことになります。マイナンバーカードへ健康保険情報の登録がお済みでない方は、早めの手続きをお願いします。

マイナンバーカードに健康保険情報を登録すると！！

①最適な医療が受けられる！

過去に処方された薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師と共有できるため、症状に応じた適切な治療、投薬を連携して受けることができます。また、重複した治療や投薬の見直しもでき、医療費の窓口負担を少なくすることもできます。

②転居による保険証の更新手続きが不要に！

転居などで住所が変わっても、保険者が同じなら窓口での手続きをしなくても、引き続き治療、投薬を受けることができます。

ただし、社会保険から国民健康保険、他市町村の国民健康保険から半田市国民健康保険へ変わるなど、保険を運営している保険者が変わるときには新しい保険者への加入手続きが必要です。

③高額療養費の限度額適用認定証等の交付申請が不要に！

治療、投薬を受ける際は、本人や世帯の所得に応じた自己負担限度額があります。

マイナンバーカードに健康保険情報が登録されることで、自己負担限度額を病院や薬局で把握することができ、窓口での自己負担限度額を超える支払いが無くなります。また、その後も償還手続きが不要になります。

マイナンバーカードへの健康保険情報の登録方法

①マイナンバーカードの交付を受けていない方

マイナンバーカードの申請から始めてください。

- ①オンライン申請
(パソコン、スマートフォンなど)
- ②郵便による申請
- ③証明写真機からの申請
- ④市役所での申請

②マイナンバーカードに保険情報を登録していない方

マイナンバーカードへの健康保険情報の登録は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーなどで行うことができます。



◀ マイナンバーカードの
保険証利用について



◀ よくある質問
(健康保険証との一体化) について